

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事の令和3・4年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和3・4年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記(2)の再認定を受けた者については、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成18年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成18年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

【企業】

- 同種工事：下記の(ア)から(イ)の要件を全て満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。
ただし、下記の(ア)から(イ)の工事は同一工事（同一構造物）でなくてもよい。
- (ア) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）
 - (イ) 基礎形式が鋼管矢板基礎で、杭長が30m以上の工事。

【技術者】

- 同種工事：下記の(ウ)から(エ)の要件を全て満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。
ただし、下記の(ウ)から(エ)の工事は同一工事（同一構造物）でなくてもよい。
- (ウ) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）
 - (エ) 基礎形式が鋼管矢板基礎の工事の施工実績を有すること。
- (6) 技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成18年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。
- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入

札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

- ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3 総合評価落札方式に関する事項
- (1) 総合評価落札方式の仕組み 本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
 - ② 申請書等で示された技術提案書により最大60点の加算点を与える。
 - ③ 下記(2)(ア)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
 - ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

- (2) 施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目
評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。
- (ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）
 - (イ) 性能等の評価に関する事項
 - (i) 工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項
 - ・「鋼管矢板の接合部における現場溶接の品質向上対策」について
- ※(ア)の項目で最大30点、(イ)の項目で最大60点の加算点とする。
- (3) 落札者の決定 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点) / (入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - ② 提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。
 - ③ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- 4 入札手続等
- (1) 担当部局 〒460—8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局総務部契約課契約第一係 電話052—953—8138（直通） メールアドレス cbr-keiyaku@milit.go.jp
 - (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、「電子入札システム」により入札説明書等を交付する。
入札説明書等の交付期間：別表1①のとおり。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。